

宇都宮地方裁判所委員会（第6回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

速報のため、事後修正の可能性有り

1 日時 平成17年9月21日（水）13：30～15：40

2 場所 宇都宮地方裁判所大会議室

3 出席者（委員・50音順，敬称略）

板橋賢二，上田雅皓，大野市太郎，佐藤主税，柴恵子，代田郁保，関隆一，田中徹歩，伴靖，水越久夫

吉川文子，吉光寺ヒロ子は欠席

（庶務）

堤博美事務局長，金井孝夫事務局次長，望月克彦総務課長，本田千鶴総務課課長補佐，鈴木珠美総務課庶務係長

（説明者）

板橋賢二（地裁委員），山崎順子（元地裁委員），佐藤主税（地裁委員），橋本賢二郎（弁護士），渡辺一昭（裁判官）

4 議事

- (1) 新任委員等の自己紹介
- (2) 意見交換
- (3) 裁判所からの説明
- (4) 次回の意見交換のテーマについて
- (5) 次回開催日について

5 配布資料

地裁委員会委員名簿（17.9.21現在）

法の日週間行事ポスター

起訴状

取調予定証拠一覧表

裁判員制度広報グッズ

6 議事経過

(1) 新任委員等の自己紹介

(上田委員，佐藤委員，関委員，水越委員，堤事務局長)

・ あいさつ(略)

(2) 意見交換

模擬裁判の説明

(ア) 事案，審理状況等

委員長が説明(略)

(イ) 審理の工夫

いかに分かりやすく行うかを心がけた。起訴状で，テクニカルタームとして使用している「殺意をもって」や「所携の」という言葉を，事案に適した分かりやすい言葉になるよう知恵を絞り，「殺そうと思い」や「手にしていた」という表現にした。

また，法廷でも，分かりやすさというコンセプトの下で，話し方や表現の仕方等を工夫した。ビジュアル化の関係では，パワーポイントを使ったが，あまり評判はよくなかった。画面だけで全容が分かるようなものができればよかったと思っている。

意見交換で，裁判員から事件や立証に関する貴重な意見を聞き，参考になったので，今後の模擬裁判だけでなく，現行刑事裁判にも活かしたいと思った。(説明者)

この模擬裁判では，2つの問題点，一つは，裁判員制度や公判前整理手続等新しい制度の枠組みの中でやらなければならなかった点，もう一つは，模擬裁判という限界の中でやらなければならなかった点があった。

裁判員に対していかに分かりやすく説明するかについて労力を注いだ。書面の内容をそのまま話すのでは分かりづらいと思い，パワーポイント

を使用するに際し、どういうものを画面に表示したらよいのか考えた。弁護人の冒頭陳述では、項目だけ羅列しても、その内容は分からないと思ったが、冒頭陳述書を裁判員に配布することにしており、それに目を落とされればなしにされるのも困るので、冒頭陳述書に出ている見出しをパワーポイントで表示した。その後、文字情報だけでは分かりづらいと反省し、弁論では、一言で分かる要旨を加え、棒読みにならないよう、アドリブを加えるなどしながら説明した。また、弁論の書面は、陳述後に裁判員に配るようにした。

尋問については、模擬裁判の記録が限定されている関係上、この質問をすると証人が「分かりません。」と答えるのが予想できていたので、「分かりません。」という答えを回避するか、あえて「分かりません。」と言わせて、裁判員の心証を悩ませるよう有効に使うかを考えた結果、有効に使う方針を採った。

今後、一つ一つの事件に今回のように、これだけのウエイトを割いてやっていけるのかどうか不安が残った。(説明者)

冒頭陳述等の書面化の依頼、OA機器の使用の許可、証拠の厳選、専門用語の回避、裁判員主体の評議の点で工夫した。

その他、事前説明では、証拠の中身を理解することが第一であるとの点に理解を求め、当事者の主張と証拠とは違うとの点だけは誤解がないよう強調した。

OA機器の使用を許可したが、今回は、パワーポイントの使い方について不評だったので、今後、更に有効な使用方法を探る試みが続けられることになるだろう。

書証については、法廷で全ての心証を取るとの裁判員裁判の鉄則に従い、原則として全文朗読とし、図面はプロジェクターを通じた展示、との方針で依頼した。(説明者)

(ウ) VTR (第1回模擬裁判・短縮版) 視聴及び説明

委員長が説明をしながら，VTR 視聴を行った。

感想等

検察官，弁護人がいろいろ工夫をしている点は分かったが，予め，何が問題で，どういう事件であるかの説明があると，法廷審理が分かりやすく入れると思った。今回，被告人や証人の名前，因果関係や流れがすぐにはみ込めなかったもので，公判前整理手続の内容が裁判員に事前に説明されることによって分かりやすくなると思われる。また，現場や刺し傷等の写真がなかったので，労力のわりには臨場感がわかなかった。更に，検察官や弁護人の立証では，文字情報の量が多すぎて，頭に入ってこなかった。今後は，素人がどういう感性で物事を見るのか，どういう点が分からないのかを研究していただくことにより，今回，工夫したものとは違う意味での手だてがあるのではないかという印象を受けた。(説明者)

事件を頭の中で整理するのが一仕事であった。法廷に座ったときは，法廷に慣れていないことや傍聴人が多くて，カーッとしたり，頭に入ってこなかった。配られた書面が一番参考になったが，それでも理解するのに1日かかった。次の日，目が覚めると，全て忘れており，慌てて，2日目の論告・弁論を必死に聞いて，事件の全容を整理した。スクリーンと手元にある書面を交互に見るのは煩雑だったので，かえって書面一本の方が集中しやすかった。また，法律用語が分かりにくく，例えば，「未必の故意」は初めて聞いた言葉であり，休憩中に解説を受けてようやく理解できた。

集中力が要求されるのは，非常に大変であった。人の名前，状況を頭の中に入れるだけで大仕事であった。2日目の午後の評議は，本当に疲れた。

法曹の方から証拠について分かりやすさを第一に考えたと同ったが，分かりやすさを優先させることにより何か脱落するものがあったり，大事なものが抜けてしまうことを危惧している。分かりやすくないと困るが，裁

判員制度が導入されたことにより，大事なものが脱落するのであれば大変なことなので，考慮していただきたい。

裁判長が，評議の最初に，「一つの結論に持っていきましょう。」と言い，一つの結論を導かれたが，私自身，最後は，多数決で有罪か無罪を決めるものと思っていたので，この展開は，意外だった。

今回は，審理を2日間で行うということで時間的にも大変で，裁判官も，随分御苦労だったろうが，2日半，3日あれば，もうちょっと，余裕があったと感じた。ただし，反対に言えば，普通の方が，3日も裁判所に通うのは大変だと感じた。

今回，審理や評議で大切にしたことは，証拠に基づいて全てのことを判断しなければならないということであり，そのことを自分の胸に言い聞かせて模擬裁判に参加した。（説明者）

普通，刑事裁判では，現場の写真等があるが，今回，模擬裁判ということで，記録に写真がなく見せられなかった。今後，裁判員制度で，写真等の全てについて，見せるのが適当かどうか問題はあるが，分かりやすさの観点から検討したい。（委員長）

意見交換

検察官も弁護士も分かりやすいようにしたと思うが，評議の中で，話合いがどれだけできたのか，自由に思ったことを言えたのか，質問がたくさん出たかを聞きたい。（委員）

評議に5時間から6時間かかった。裁判官が裁判員と一緒に昼食を取るなど，丸2日一緒にいたので，最後の評議のときには，おおよその裁判官の性格がのみこめたため，堅くならず話げできた。また，裁判官が，誘導なく，「今，おっしゃったけれども，それはどうなの。」と上手に話を振ってくれたので，自由闊達な意見交換ができた。最終的には，無罪に傾いた議論が，事実を詰めていくことによって，全員が未必の故意で一致し

たので、よい意見交換が結果ができたと思った。（説明者）

とても自由な雰囲気です、3人の裁判官が裁判員の目線まで降りてきて、どんな意見にも耳を傾けてくれて、有り難かった。（説明者）

今回は、模擬裁判ということもあったからだと思うが、最高刑が死刑を含めた事案のときだと緊張感が全然違うと思う。いかに、評議をきちんとしていくかが大きな問題であり、どう導くかまだまだ心配だと思う。（委員）

確かに一日目は、模擬裁判という意識が頭の中にあったが、2日目には事件の全貌を頭の中に入れる過程で、模擬裁判という意識が消えていた。（説明者）

法律では、多数決ができることになっている。裁判員には時間的制約があるので、多数決によることもあり得るので、それについての御意見を伺いたい。（委員長）

裁判長が最初に一つの意見にまとめていくと言ったので、気持ちが楽になった。これを一人一人、有罪か無罪か発言することになったら、かえって裁判員の負担が重くなると思い大変だと感じたので、裁判長の進行が有り難かった。（説明者）

今回、殺意の有無が争点だったので、時間がかかり量刑までは議論が至らなかったが、全員が納得して一つの結論を出すのが日本的であるので、基本的に有罪か無罪については全員一致にまとめるのがよいと思う。しかし、量刑については、いろいろな裁判員の感情論があるので、場合によっては、意見が分かれることがあってもよいのではないかと。（説明者）

司法記者として、法廷に立ち会った当時、言葉で話をしていることを文字として認識するのに迷った経験があるので、パワーポイントを取り入れたのは、画期的だと思った。今後、それをどういう形で行うか、やり方は、いろいろあると思うが、このような経験を繰り返すことにより、よい

ものができると思う。

評議については、裁判員からあれだけの意見が出た中で、どう導いていけるか、裁判官の仕事が相当大変になると思った。（委員）

裁判官が評議でも分かりやすく話をしていた。また、冒頭陳述においても、検察官、弁護人がかなり丁寧に分かりやすく進めていると思った。しかし、意見交換会で、裁判員からは、「二度と出たくない。」、「疲れた。」、「情報がたくさん出て理解できなかった。」という声が多かった。今回、裁判員として出られた方は、裁判にそれなりの理解や協力をしていただけの方だったと思うが、裁判員制度が導入されると、いろいろな職業や考えの方、いやいや参加する方等がいるかもしれない状況の中で、いかに制度を理解してもらい、協力してもらうか、本当に大変だと感じた。もっと、制度を理解してもらうための努力が必要だと感じた。また、今回は2日で終わったが、連日的に法廷が入ると、より時間がかかると思うので、その辺が大変だと思った。（委員）

今回の模擬裁判では、裁判員の選定手続等をやっていないので、更に相当の時間がかかると予想される。（委員長）

分かりやすくといっても、胸部を「むねぶ」と言うのは違和感を感じた。（委員）

今回、法曹が胸部を「むねぶ」と言ったのは、字を見ると分かるが、言葉を聞いただけでは分からないので、「むねぶ」と言う等工夫をしたのだろう。（委員長）

裁判員は、鑑定書等の内容を法廷で理解できない状況にあると思うので、専門用語については、その都度、説明をしていかなければ分からないと思う。（委員）

裁判員の方々は、判断を作り上げる中で、何を元に作り上げたのか、お聞かせ願いたい。ビジュアル化した冒頭陳述等に頼らず、法廷での言葉だ

けで判断をしてもらうという意見もあるが、どちらの方が強かったか。

(委員)

若い方は、スクリーンに目を通していたと思うが、私は、手元にあった文字情報が分かりやすかった。年齢等によって違うのではないか。(説明者)

検証的な動作を行うことによって、理解ができたので、今回のようにビジュアル化した方が分かりやすい。(説明者)

立証の仕方を年代や経験等の違いによって、目に見えるもの、言葉によるもの等変えるのは大変だと思う。(委員)

ビジュアル化や動作による復元の怖いところは、ここを見てほしいというところはきちんと復元してビジュアル化ができるが、それ以外の部分については、意識をしないで、正確でない復元がされ、それがあたかも正確なもののように裁判員にインプットされる危険がある。全体として、正確なものとして、どうビジュアル化し、正確に理解してもらえるかが今後の課題である。(委員長)

パワーポイントを見るだけでは、情報がどんどん映像として流れて消えていくので、パワーポイントを使用し、かつ、パワーポイントを用いた口頭での冒頭陳述等の説明と同じ書面が手元にあるとよい。裁判員が意見交換会の席上で、パワーポイントと書面では、書面をいただく方が分かりやすいと話していたが、誤解しないでもらいたい。パワーポイント及び頂いた書面が基になって、事件の概要をのみ込めるに至ったのは間違いない。

企業の理解がないと、裁判員として参加させてもらえないと思う。大企業には、ある程度社会的正義感があるから、きちんとした対応をしようと思うが、中小、零細企業の理解を得るのは、かなり大変であると思う。

技術開発など、職種によってなかなか参加しにくい人たちに対し、裁判員として参加してもらうための環境整備をどうするかが大きな課題だ。ま

た、育児や介護をしている方を考えると、今回、時間が延びたが、適切な時間で終わらないと参加できないということもあるだろうし、その点での条件整備は大切だと思った。

精神的には、重い刑事事件ということなので、難しさがある。制度導入後、積み重ねながらやっていくしかないが、裁判員制度が社会的に認知されるには困難なイメージを持った。

やりがいについては、それなりに満足のできた結果であれば、やった方も満足だと思うし、後味の悪い決着ということになれば、何かその人の後々の人生まで残ることにもなりかねないので、制度は、なかなか難しい。

（説明者）

裁判員制度が市民感覚を入れるということだから、法律的知識にこだわらず、むしろ法律的なことは法律専門家の裁判官に任せて、生活レベルの程度のことで活躍していけばよいのではないか。完璧なものをやるのは無理で、試行錯誤の中で進めていき、だんだんよくなっていくのでよいのではないか。（委員）

裁判員制度が始まることは、予想以上に周知されてきたと思った。しかし、内容については、全く知られていないのも事実である。これからどうやって内容まで周知していくかだが、裁判員に参加することが非常に大切だとの教育や周知を協力してもらえる企業、商工会議所に奨励していく必要がある。後は、裁判員になることは名誉と思える、国民の権利でもあり、義務でもあるという考えをいかに早く作るかということが大事だと思う。

（委員）

裁判員になることは人ごとのような感じにしか受け止められなかったが、裁判員になる確率が330人から660人の1人と聞いて、何年かのうちに自分も当たると切実に感じた。しかし、現在、そういう訴えが少し足りない気がする。皆さんは、誰かがやるだろうと思い、切実な問題とは受け

止めていないと思う。いかに訴えていくかが一つの大きな問題だと思う。

7月1日に法務省と文部科学省から公民館，図書館に裁判員制度のリーフレットを置いて，啓発を図る旨の協力依頼が来た。いろいろな手立てを使ってやるのが大切で，これも一つの方法だと思うが，公民館や図書館に来る人は，特定の方であり，更にリーフレットを持参していく人は，確率としては低い。むしろ，公民館や図書館に足を運ばない人に，たとえばテレビを通じた広報など，もっと別な方法での広報を考えていかなければならないと思う。（委員）

(3) 裁判所からの説明

法の日週間行事，法曹三者による模擬裁判，裁判員制度全国フォーラムについて，事務局長から説明した

(4) 次回の意見交換のテーマについて

次回の意見交換については，民事を行いたい。何か，御希望はあるか。

（委員長）

少額訴訟に興味がある。（委員）

次回のテーマについては，今の御意見を踏まえ，考えたい。前回と同様，今回の議事概要がまとまり次第，委員会通信と一緒に送付することにしたい。

（委員長）

(5) 次回開催日について

次回は，平成18年2月22日（水）とし，午後1時30分から午後3時30分まで宇都宮地方裁判所大会議室で開催したい。（委員長）

以上